

## 南砺市農業委員会第 31 回総会会議録

- 1.招集日時 令和 5 年 1 月 10 日
- 2.開会時刻 令和 5 年 2 月 2 日 午後 1 時 52 分
- 3.閉会時刻 令和 5 年 2 月 2 日 午後 3 時 10 分
- 4.場 所 福光庁舎別館 大ホール
- 5.委員定数 20 名
- 6.出席委員 19 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	神村 善一	出	11	辻 清市郎	出
2	高桑 京子	出	12	長谷川正昭	欠
3	幅田 直行	出	13	山本 弘	出
4	當田 衛	出	14	岡村 俊一	出
5	林 正一	出	15	金田 雄介	出
6	林川 昭三	出	16	山田 良誠	出
7	前川 茂	出	17	城寶 淳子	出
8	上田 憲仁	出	18	織田 直信	出
9	佐波 浩	出	19	中村 三郎	出
10	三井 栄	出	20	前川 十一	出

### 7.議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 149 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 150 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第 151 号 空き家に付随した農地の指定申請について

議案第 152 号 空き家に付随する農地の指定解除について

第3 協議第22号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について

第4 報告第63号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

## 8.事務局職員

事務局長 前山 浩、係長 長谷川 哲雄、副主幹 小幡 抄由里

## 9.会議の概要

事務局長 だいぶ予定時刻より早いわけではございますが、本日出席予定の方全員がお揃いですので始めたいと思います。

12月には結構雪があったのですが、1月が非常に暖かくこの後1月で雪が降らなかったらどうなのかなということをお心配しておりましたが、数日前に10年に1度という非常に厳しい寒さも訪れたということで、また雪も少し降ったということで積雪が確保され、農作業の水も問題ないのかなとおるところでございます。

それでは総会の成立についてご報告させていただきます。本日の出席人数は、委員総数20名中19名の出席であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定数に達しており、総会が成立することをここにお知らせします。

会議に先立ちまして、前川会長より挨拶方お願いします。

会長

皆様大変お寒い中お集まりいただきましてどうもありがとうございます。観測史上10年に1回の強い寒波と言われておりましたが、富山県はそうたいしたことなかったように思います。こういうのは外れてくれれば幸いです。前回でしたか、私ここで水田活用直接支払交付金について、5年に1回水田に水を張って水稻を作付しないと直接支払交付金は出さないと、こう言いました。農政局がそう説明されるので、農業会議として反対していたので県の農業会議があった20日の日に、どうなっておるんだと聞いたら、国の方で畑地化促進事業これは今年度の12月の補正予算、それと畑作物産地形成促進事業、これも補正予算、これだけ新たにつけるから黙ってくれというような扱いになったと言われました。自分が市の農業委員会で違ったことを言ってきたことになってしま

うと言ったら黙っておられました。どうも何か新しい事業でぐるぐるっと巻かれたような感じになったようでございます。そういうようなときは何もこちらに連絡がないものです。言っていたことがまるで違っているじゃないかって言ったけど、仕方がないって誰も何にも言わないでそのまま過ぎました。

国のやることですから、私達、特に農業団体・農家が減っているところが弱いんです。そういうわけで以前の挨拶で違った話をしまして申し訳ございませんでした。

議長 会に先立ちまして、議事録署名委員をご指名させていただきます。

議長 本日の署名委員は7番委員、8番委員の2名の方よろしくお願いたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第149号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第149号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回4件の申請があり、田 1,390 m<sup>2</sup> 畑で 268 m<sup>2</sup> 計 1,658 m<sup>2</sup>です。

駐車場敷地	1件	田	2筆	1,063 m <sup>2</sup>
分家住宅敷地	2件	田	1筆	327 m <sup>2</sup>
		畑	1筆	157 m <sup>2</sup>
車庫敷地	1件	畑	1筆	111 m <sup>2</sup>
計	4件		5筆	1,658 m <sup>2</sup>

受付番号1番です。

R4.8月除外の案件です。譲受人〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社の現在の駐車場は、会社で所有している車と従業員の通勤車両を駐車すると敷地がいっぱいになってしまい、車両の出入りがしづらい状態にあったということです。

また、来客用の駐車スペースがなくて安全が確保できていない状況であったり、さらに冬場には除雪の雪の置き場がなく駐車した車両が一部歩道にはみ出したりすることもありまして、歩行者に迷惑をかけている状態が続いているということで、今回駐車場の拡張をしたいという申請があがっており

ます。

今回拡張することによりまして、社有車の出入りもスムーズになり業務の効率も向上するというのと、雪が降ったときのスペースの確保ができてまして、歩道や車道にはみ出て周りに迷惑をかけることもことなくなるということです。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 2 番です。

R4.4 月除外の案件です。譲受人の〇〇〇さんと〇〇〇〇さんご夫婦は現在市外のアパートに親子 3 人で生活しておられます。令和 2 年に生まれたお子さんが今後大きくなるとアパートでは手狭になってしまうということで、今回、奥さんの実家の近くで新築する住宅の計画を立てたということです。

地図を見ていただきますと、申請地の下の方に実家があるという感じになっています。

農地区分は 1 種農地、許可基準は集落接続と判断しております。

受付番号 3 番です。

譲受人〇〇〇〇さんは、転勤でずっと県外の方に勤務されておられたそうですが、3 年前に市内の勤務になって、親御さんの家に仮住まいをしていたということです。元々こちらに戻ってこられた時に、新築は考えておられていろいろ検討していたそうですが、交渉が難航して数年が過ぎてしまっていたそうです。その間に下のお子さんも生まれられて、子供たちもどんどん大きくなってきていたところに、今回、たまたま目の前にあった申請地を譲渡人の〇〇〇〇さんが整理しはじめたので、新たに交渉したところ承諾を得られたということです。

〇地域ですので、いろんな祭りとかそういうものに小さい時から申請人自身が見てこられて、どうしても地元で家を建てたいという強い思いを持っているというふうにも聞いております。

こちらの場所につきましては、譲渡人さんが利用していたところで既に農地ではありませんので、無断転用ということになります。無断転用をされたのは、譲渡人の先代の方になるんですけど、その方が当時こちらの家を購入して、資材倉庫として利用していた場所ということです。その資材置き場はその後事業の方が時代の流れで規模を縮小しまして、不要

になってしまった倉庫も壊されまして現在は何も建っていない状態で、コンクリートの土間として13年前から放置された状態になっていたところだそうです。

そこが農地だということは正直周りの人どころか譲渡人さんも思っていなかったということで、今回ここに家を建てようという話が出て初めて農地であるということが判明したそうです。申請人さんの実家は後で見させていただきますと、道を挟んだ向かいにありまして、実家にも近いし、農地ではないのでちょうどいいところがあると思っていたら農地ではなかったのが今回更正申請になったということです。

農地区分は2種農地、許可基準は代替可能性勘案の必要なしと判断しております。

受付番号4番です。

譲受人は〇〇〇〇さん、譲渡人は〇〇〇〇〇さんです。譲渡人は住所移転しておりまして、そちらにずっとお住まいです。今回の申請地の向かいに実家があったのですが、もう壊されて何も無い状態ということです。道路向かいにあった今回の申請地には、ずっと車庫が建っていたのですが、これも結局先ほどの話と同じで今回の譲受人がしたわけではなく、譲渡人が農地法の許可が必要なことを知らずに無断転用をしてしまっていた場所です。こちらもそういう状態と知らずにずっと今回の譲受人さんが利用していたため、更正申請することにしたものです。

農地区分は2種農地、許可基準は代替可能性なしと判断しております。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長

ご異議がないようですので採決をとります。

議長

議案第149号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)



(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 150 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといえます。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 151 号 空き家に付随した農地の指定申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 151 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 申請件数は 1 件です。〇〇地域内で、畑 1 筆 296 m<sup>2</sup> です。所有者は〇〇〇〇さんで畑 1 筆 296 m<sup>2</sup>です。申請地は〇〇〇川の縁にありまして、上にマル家とあるのが空き家の場所です。写真をご覧いただくと約 3 分の 1 に既に杉を植えておられるような土地ですが、草抑えのためにむしろを綺麗に敷いてありまして管理されていたことが分かります。なんとで暮らしません課の関係の方がこちらに入っておられたそうなのですが、出られて既に次の方が決まっているいるようにも 1/18 に〇〇〇委員さんに立ち会っていただいたときに聞いております。〇〇委員さんご報告をお願いします。

〇〇委員 1/18 に事務局の方と現地の確認に行ってきました。写真のとおりですが、実際は令和元年までずっと管理してあって所有者のお母さんがこのむしろが敷いてあるところで畑をされていきました。今はどうしてるか分からないですが、むしろをめくればまた畑ができるようになっているのだらうと思います。この横に排水溝があるのが写真で分かりますが、たまたま私が平成元年に区長をしていたので直してほしいと言われて余計に覚えているところです。

その前のことは記憶がないのですが、杉の木が植わってい

るのは木の太さからいくとたぶん平成だと思うので、前の管理の人が暴風のために植えられたのではないかと思います。本人はお亡くなりになられていらっしやらないので詳しいことは分かりませんが、実際に畑として使っておられたのは確かです。

事務局 ありがとうございます。

議長 何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第 151 号 空き家に付随した農地の指定申請について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長 議案第 152 号 空き家に付随する農地の指定解除について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第 152 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回は 2 件の申請がありました。

受付番号 1 番です。

〇〇地域で 田 1 筆 100 m<sup>2</sup>の申出がありました。

1/6 の総会で 3 条許可をいただいたものです。所有権移転登記が完了し、申出書が提出されました。今回の指定解除により、農業委員会で行う手続きは完了となります。これにより下限面積は 0.1 a から従来の面積要件 50 a に戻ります。

受付番号 2 番です。

〇〇地域で 田 3 筆 634 m<sup>2</sup>の申出がありました。

11/2 の総会で 3 条許可をいただいたものです。所有権移転登記が完了し、申出書が提出されました。今回の指定解除によ



り、農業委員会で行う手続きは完了となります。これにより下限面積は0.1aから従来の面積要件50aに戻ります。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 議案第152号 空き家に付随する農地の指定解除について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。

議長 続きまして協議事項へ進みます。

議長 協議第22号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について、事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝協議第22号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 除外の受付番号1番です。

願出者は〇〇〇〇さんで、田1筆1,721㎡のうち413㎡をお孫さんの分家住宅にするものです。現在アパートにお子様と奥様とお住まいで、実家の近くで新居を構えたいということです。申請地の形はちょっと徳利の口のようになっておりまして、左側が実家で矢印の頭部分が乾燥場となっています。干し柿の乾燥場が道路に面して建っていまして、その間にある徳利風の口の部分なんですけども、既に施設への進入路という形でコンクリートされておりまして、是正案件です。お近くをお通りの方は多分お分かりだと思いますが、今回その奥に分家住宅を建てたいという案件です。

除外の受付番号2番です。

願出者は4名いらっしやって、田7筆7,553㎡を株式会社

〇〇〇〇さんの店舗敷地にするものです。以前〇〇地域でも申請がありましたが、今度は〇〇地域でも事業をされたいということであります。面積が大きいので今後現地調査が行われることになり、県の常設審議会にも諮ることになりますので、順次進めていきたいと思っております。

除外の受付番号 3 番です。

願出者は〇〇〇〇さんで田 2 筆 1,702 を〇〇〇〇〇〇〇の駐車場にするものです。実は申請を受け付けてすぐくらいのときに、社長さんが亡くなられたということでちょっとざわついておりましたけれども、年が明けて 12 日だったかと思っております、役員会が開かれまして、今は息子さんにお名前が変わって申請をしております。

この〇〇〇〇〇の左上に干し柿の自動包装施設とかがあって、その下が第 2 駐車場となっておりますが、実際にはこの場所の半分ぐらいを〇〇〇〇〇さんが借地として借りておられるそうです。こちらの立ち退き要請があるということがまずあるということと、近年少子化でありますが高齢者の方の講習が義務化されたということで、学校の方は若い方と高齢者の方がたくさん来ておられる状況でした。若い方は当然免許をとりに来られますので、バスとか自転車等でお越しになられるんですけども、高齢者の方は車で来られるということで、駐車場は慢性的に足りないということ、またこの校舎の前は坂路で高齢の方が移動するのもつらいというお話もありました。

さらにシャトルバスといいますかワンボックスというような小型のバス 3 台で、遠くは〇〇の方まで受講生の送迎をしているというような状況でして、ちょうど校舎の入り口とバスの発着場が目の前で結構危険な状態でもあるということを含めまして、ちょっと L 型のようないびつな形ですけど、この横にある駐車場の辺にバス 3 台相当を移設したいということで、さらに 4 台目を増やされる予定なのでその場所も確保したいということです。そうなるところに止まっていた職員さんの駐車場もなくなるという総合的なことで、こちらの 2 筆を駐車場として用意したいという案件です。

除外の受付番号 4 番です。

願出者は〇〇〇さんで田 1 筆 394 m<sup>2</sup>を隣にお住まいの方の娘さんの分家住宅にするものです。譲受人はやがて結婚されるということで分家住宅をお求めということです。

一応受付といたしますか県にも今協議中なんですけれども、実はちょっとよくよく話を聞くとこの実家のお父さんの住口ですが、今北側で接続しておりますけど、こちらの市道が未舗装で幅員が狭くて、路肩も欠損しているということで、特に冬季間交通が難儀しておられるということでこの敷地内で本宅への進入路も設けたいそうです。

また、西側を実は今畑として使っておられるんですが、〇〇地区は区画整理をしておられまして、その関係で畑部分がなくなるということで一部ですけれども、畑もこちらに移設したいという思いもあるそうで、ちょっと複雑な案件になっております。これをちょっと一辺にやるのは無理じゃないかというようなお話もしながら受付したわけです。今も検討といたしますか並行して協議してるんですけども、もしかすると取り下げといたしますか、再申請というような案件にならないかなという曰く付きの案件となっております。

議長 以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

〇〇委員 4番目の案件ですけど、まず道路の幅員が現在どれほどあるのかということと、取下げになるかもしれないということにも関わらず全部の面積を事前に除外するということは、どちらがどうなるのでしょうか。足りないものならちゃんとしてから、取得される方が申請すべきものでないのかなと思うのですが、ちょっと前後関係が良くわからないので教えてください。

事務局 非常にややこしいですし説明不足で申し訳ございません。まず接道というか市道であります。幅員が3mぐらいで、すぐ入り口には電柱が立っておりまして、最狭小のところは2.5m程度です。しかも未舗装で欠損といたしますか、丸くなってるような状況でございます。おっしゃられますように、今この申請はお嬢様の分家住宅ということなんですけれども、この四角い正方形に近いものの下半分、南側半分とまで言いませんけど、そちらの部分を思惑とすれば侵入路にしたいということです。

さらに、この隣地との境、南側に家庭菜園のようなイメージで申請を出しておられまして、これを本当にするとすると当然用途が違うわけですので、2人の方の申請ということで挙

げてもらわないとおかしいというような話も今してるところです。私はたまたま従前道路系が長かったこともありまして、今〇〇委員さんがおっしゃるように、それだけの予算があるのでしたら自費で市道を広げるということも可能ですので、当然関係課の協議も必要なんですけど、そういった選択もあるんじゃないでしょうか、多分そちらの方がお安くなりませんかという話も今してるところです。

総合的にどう判断されるかということで、今こちらには受け付けたものですから案件としてあげてはおりますけれども、このままちょっとすんなりは通らないということを含めて補足させていただきます。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇委員 はい

議長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

〇〇委員 2番の件ですが、面積の大きい場合は例えば地元の足かせみたいなものはないんですか。3割は地元の方で採用していただきたいとか。

事務局 今言われたような3割雇用を求める場合も確かにありまして、それはどういった場合かといいますと、実は〇〇〇〇さんが前回の許可基準が3割雇用ということで許可しているんですけども、あれは一種農地ということで地元の農家を3割雇用しますよという約束のもとで許可が出ております。3年間の間に、3割をクリアしてくださいねという約束で許可がでております。今回の場合は除外なので、許可基準は特に申し上げてませんが、これは多分3種農地になると思っておりまして、3種農地の場合は原則許可といつも申し上げておりますけれども、地元の農家を何割雇用しなければ許可できないとか、そういう縛りはないものですから、除外が通って最終的に転用許可をもらうときには、地元の人を3割くらい雇用しないといけませんよという要件はついてこないことになります。

〇〇委員 なるほど。

事務局 先に許可を受けてできた〇〇〇〇さんは、3割雇用が許可基準なんですけども、これでだいたい1年間経ったところですが実はまだ達成されてない状況です。そんな中で地区は違いますが、今回また当市で〇〇〇〇さんの申請が出てきました。

〇〇委員 達成しなければ次の店は出せないようにしてください。

事務局 そういうことはないんですかと県に確認したところ、これが例えば3年たってるのに3割になっていないという状況ならまた話が変わるのかもしれませんが、まだ約束期間はあるけども現時点で3割達成してないから、新たなものは駄目というふうには言えないという県の見解がございまして、今回受付せざるを得ないことになります。さらに、近くに医療施設や公的機関があったり、市街地に近かったりという理由で3種農地ということになりますとその条件はあてはまらないということでございます。

〇〇委員 分かりました。

会長 除外の後に5条でもう1回農業委員会にかかります。それが通ったら、今度は県の農業会議にかけなければならない面積です。今言われた雇用問題は、県の農業会議ではちょっと出てこないと思います。〇〇市でも2店舗立ち上げられて、その立ち合いに私も2回行ってきましたけど、雇用問題の話は出してこないんです。だからちょっと難しい話だなと思います。事務局の方に話を聞くことが一番大事ななと思っております。

議長 ほかにご意見はございませんでしょうか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので採決をとります。

議長 協議第22号 農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外について賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといた  
します。

議長 続きまして報告事項へ進みます。

報告第 63 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書に  
ついて、事務局より説明を求めます。

＝報告第 63 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 95 件の届出がありました。  
面積はすべて田で 299,423.92 m<sup>2</sup> です。  
受付番号 1～4 番は、宅地造成のために合意解約するものと  
聞きましたが、現時点で除外や転用の相談を受けてはいない  
ため詳細は分かりません。また今後相談があるものと思われま  
す。

受付番号 5～6 番は、それぞれ自作するために合意解約した  
ものです。

受付番号 7 番は、5 条申請するために合意解約したものです。

受付番号 8～9 番も、5 条申請するために合意解約したも  
のです。

受付番号 10～87 番は、中間管理機構通しにするために合意  
解約したものです。

受付番号 88～89 番は、耕作者を変更するために合意解約し  
たものです。

受付番号 90～91 番は、自作するために合意解約したも  
のです。

受付番号 92～93 番は、今後 3 条申請するために合意解約す  
るものです。

受付番号 94～95 番は、預けたことになっていたが実際は自  
分で耕作されていたので合意解約したものです。

議長 この報告事項について、ご質問、ご意見などございますか。

(特になし)

議長                    その他について事務局からお願いします。

事務局                    ・ 2/24 小委員会開催案内配布  
                          ・ 視察研修行程表について (2/27～28)  
                          ・ 3/13 農業委員研修会開催案内配布  
                          出欠とバスの乗車について 3/2 まで

議長                    全体を通じて何かご質問・ご意見等ありますか。

〇〇委員                空家に付随した農地の申請という案件が今回もあったわけですが、4月から5反要件がなくなるのでこの制度も見直さないといけないのではないかと思います。そもそも5反要件がある中で非農家が農地を取得できないということで、こういう特別な場合については、空き家対策にもなるしやっぺいこうというものだったと思うのですが、5反要件がなくなったらやっぱり見直さないといけないのではないかと思いますか。

会長                    その件ですが、当市で下限面積の引き下げを行っているのが旧五箇三村の下限面積 10a というのです。それを今回廃止すればいいわけです。あとは面積の制限がなくなりますので、それでやってくださいということになるそうです。それが農業会議からの案内であります。

事務局                    そのほかに空き家に付随した農地は 0.1a というのがありますけれども、5反要件がなくなるのでこれも廃止すればいいというふうに理解しています。ただ、それでは誰でもいいんですねという話にはならないと思っておりますので、こちらとすれば逆にどういう方が大丈夫なんですかというその見極めですね、要は営農できる方ですね、ということの選定といたしますか、見極めをしていかないといけないなというふうに今考えております。

〇〇委員                まさしく見極めですよ。今まで我々が分かりやすかったのは、3条の申請が出て、5反あるかないかみたいな定量的な数字で判断していたんですが、これからはほかの要件を満たしているのかだけで確認することになります。家族で 150日やっているのか聞いたら、そんなにもやってないとかい

う話になるので、ものすごく人によっても判断が違ってくるような恰好で、非常に難しいものやなと思っています。

その辺がだいたいうまくいかないで、3年程前も〇〇地区で結局転がし転がしでいろいろとあって、農業委員だけ2回集まって打合せしたこともあるんですけど、非常に厄介なものがいっぱい出てくるのではないかなと心配しています。定量的なものがなくなったもので、一人一人で判断が違うのではないかと思います。実際自分が相談を受けたら、そうなると思うのですよね。農業委員が悩まないようなものを示してほしいと思います。

事務局

今日話題になるかもと思っていますいろいろ調べてたんですけども、やっぱりまだ明確な基準というものが示されていないで、現時点でこんなふうになりますというのはちょっとお伝えできないんですけど、まずは今度の研修会で何かしらそういうものが示されることを期待しております。そこで何も出されないようであれば、どんどん聞いていくしかないねと他の農業委員会さんとも話してたんですけども、正直もう日もない話ですし、委員さん方もどう判断すればいいかすごく不安だと思っています。

当市の場合、実は4月の総会を前倒しして3月に2回するので、あと2回は旧の農地法のもとで許可することになります。初回は南砺市の場合は5月になるんですけども、他の農業委員会は4月に総会がありますので、どういうふうにやっていかれるか聞きながら、どこまでお出しできるかわからないですけども、もうちょっと判断できるものがお出しできるように、いろいろ情報収集したいと思います。今後、少しでも皆さんの判断の基準になるようなものをお出しできるように情報収集いたしますので、よろしく願いいたします。

〇〇委員

ちょっといいですか。

議長

はい、どうぞ。

〇〇委員

株式会社が農地を持つことができるようになるので、ある意味農地の自由化の道筋をたててると思うのです。逆に言うと、やってみなければ分からなかったからやっぱ売るわと金儲けの手段に使われてもとっても困ります。いい話があると



そっちに売ってしまう、それを未然に防がないと農業委員の仕事としては何か金儲けに手を貸したような結果が出てしまっただけでは非常に困るので、自由化するのにはそれはそれで意味のあることかもしれませんが、逆に下げることによって農地を守るどころか守れなくなるのであれば、意図するところが全く違ってくる気がするのです。ですから事前に防止するとか判断する手段とか考えをしっかりとかなないととんでもないことが起きる気がします。

事務局

ありがとうございます。前回だったかその前だったかご質問いただいた時に、5反要件はなくなりますが、その他の要件は残っていますということをお伝えしていたかと思います。

そういう部分では今心配しておられたような株式会社とか企業が入ってきたときに、そこでどんな判断をするかが重要になってくるのかと思います。

県の農業会議にも問い合わせしてみたのですが、農業会議としてはちゃんとした計画書が提出されれば、許可せざるを得ないという見解でした。そういう意味ではほんとにこのあと悩ましいなと思っているところです。

あと先ほど話が出てきましたけれども、農地付き空き家みたいに家庭菜園的なものをされたいという方が出てきたときに、今後どうするのかという懸念があります。農地法の他の要件にそのまま当てはめると、正直家庭菜園をされたいって人はちょっとなかなか厳しいことも出てくるのかなと思いますので、そこら辺はもしかしたらちょっと考えないといけない部分があるのかなとは思っています。

曖昧なことしか言えなくて申し訳ないですけども、いろんな問題が考えられますので、〇〇委員さんが心配しておられることとか、家庭菜園されたい方とかについてどうするかとか、もうちょっと具体的にどうしたらいいかっていうことを富山県の農業会議さんとか、もし必要なら農政局さんとかと相談しながら、どういうふうにやっていくか決めていったらいいなと思います。曖昧なことしか言えなくてすいません。よろしく願いいたします。

事務局

話題が繋がっているかわからないですけど、今度行く視察先が〇〇市さんになっています。〇〇市さんは数年たっておりますけれども、特区ということで当時は先進だったかもしれ

ませんが、それについて今我々が聞いて繋がるかわかりませんが、ちょっと 5 反要件の件もいろいろ勉強してこれればいかなと思っっていますのでよろしくお願ひいたします。

会長

株式会社の農地取得ということです。皆様方農業新聞等でも見ておられると思いますけど、兵庫県が特例でやっているわけです。去年の 5 月に、県農業会議主催で東京へ行って代議士さんに行った懇談会の中で、〇〇先生は株式会社参入は阻止しますと言っておられました。そのあと 11 月末に行ったときは、〇〇先生は国会の予算委員会に出席しておられて私達のところには来られなかったわけです。〇〇先生や〇〇先生は農協に詳しいから詳しい発言があるんですけど、最近国会議員の先生と話すとき、どうも他の先生はあんまり詳しくないのかなと思っっているわけです。なのでどうなるかと言いますと、その時はまだ 5 反要件の廃止という問題が話に出てなかったんですが、この 5 反要件の情報が正式に 4 月から動くとなるとどういうふうに国が対応していくのか、先ほど〇〇委員さんが言われたように、どんなことが起こるかちょっとわからないような状態になると思っます。

TPP を国が取り入れるときに、農業団体が反対したわけです。そのときに、農業における補助金は私達が払ってる法人税からいってるんだと、農業団体は何を言ってるのか、農業委員会も町の不動産屋に任せればいいと、そういう発言が財界から出たわけです。それでその時に国が取ったのが、農地法に基づいての許可は、今までは道路以外の公共事業においても農業委員会にかけなくていいということになっていたわけですが、そういうような財界の発言があつてからは、国は道路以外は全部農業委員会の許可を得なさいということになり、現在公共事業でも全部農業委員会にかかってきているわけです。それだけ農地というものを守るために国が動くわけですから、今回はまた 5 反要件がなくなる、それと株式会社の農地取得ということについて、また新しい動きが出てくるんじゃないかなと思われます。

3 年ほど前ですか、現在遊休農地ってどれだけの面積があるかといったら、富山県の面積と匹敵するほど全国で遊休農地があるといわれた。その後どこの県ということは出てこないんで大体そこら辺でちょっとずつ増えていってると思われます。遊休農地はどういうことになるのか、国が税金をかけて

農地を作ったのに遊ばせておるということで、そういうようなものも含めて何か新しい動きが出るのではないかなと思われています。

それに対して農業委員会にそのうち人農地プランとかを立てて報告しなさいということではいろんな制約をつけてきます。皆さんの活動記録の提出も農水省がやりなさいって言って出てくるんです。そしたら、前の県の農業委員会の〇〇会長が全国大会に行って、こんなことまで自分たちがしないといけないのかと発言したのです。だけど誰も何にも言わないし、国の答弁もなかったのです。だから農業会議も農業団体も、最近はそのように無関心なのではないかなと思います。だから農水省はやれとばかり言うのです。

挨拶のところでも言いましたが、補助金の5年の水張りのことでも、富山県は国会議員の人に反対って言ったけど、他のところではあんまり反対って言うところがないんじゃないか。もらっているところもらってないところがあるから統一が取れないというか、これからまだこの農地問題は動くと思います。だから農業委員会は大変仕事が増えてきます。細かい仕事が出てきます。ほんと大変なんです。

とりとめのないことばかり言うておりますけど、そういうようなことで捉えて置いていただきたいと思います。以上でございます。

議長                    また他に何かご意見ございませんでしょうか？

〇〇委員                今の問題はだいたい次の総会までには具体的なことは出せるのですか。あるいは5月になるのか。

事務局                    正直このときまでにどうですっていうお約束の言葉は言えません。ただ、総会が5月ですけれども、4月に当然申請が出てくるわけで、できれば4月になる前にはそれなりのものをお示しできればと思います。あともし判断に困れば、農業委員会の事務局の方に相談もいただければなと思います。申し訳ないんですけど、とにかくできるだけ早くということしか言えません。

〇〇委員                できるだけ早くお願いします。

事務局           はい、わかりました。

議長             ほかにご意見ございませんでしょうか。

                  (特になし)

議長             以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

                  次回の総会は令和 5 年 3 月 2 日 (木) 午後 3 時から、場所は福野体育館会議室となります。

                  以上で、南砺市農業委員会第 31 回総会を閉会いたします。

                  (閉会時刻 午後 3 時 10 分)

議事録が正確であることを証します。

令和     年     月     日

議事録署名委員

議事録署名委員

会           長